

# 佐賀県立伊万里農林高等学校・佐賀県立伊万里商業高等学校・佐賀県立伊万里実業高等学校に係る部活動に係る活動方針

## 1. 目的

部活動は学校教育活動の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義は大きく、また、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものである。

このことを踏まえつつ、部活動の適正化を図り、より一層充実・発展させることを目的に、「佐賀県運動部活動の在り方に関する指針」および「佐賀県文化部活動の在り方に関する指針」に基づき、本校の部活動の活動方針を策定する。

## 2 基本方針

本校における部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことにより、生徒にとって望ましい部活動環境を構築するとともに、部活動が競技種目に応じて適切に実施することを目指す。

## 3 休養日等の設定

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるように休養日を設定する。

- (1) 平日は、少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 週休日は、土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- (3) 大会等により、週休日に活動する必要がある場合は平日に振り替えて休養日とする。
- (4) 長期休業中は学期中に準じた扱いとするが、ある程度まとまった休養日を設定する。

## 4 活動時間の設定

生徒が平日、週休日ともに、バランスのとれた生活を送ることができること、学習習慣に支障が出ないことを配慮し、活動時間を設定する。

- (1) 基本的事項
  - ① 平日は2時間程度とする(19時まで活動)。
  - ② 週休日は3時間程度とする。ただし、練習試合や大会等を除く(18時まで活動)。
- (2) 例外的事項
  - ① 考査の1週間前から終了日の前日

定期考査及び考査 1 週間前は原則禁止とする。ただし、活動の必要がある場合は、「部活動特別練習許可願い」（様式 6）を申請し、校長が必要と認めるときは活動を行うことができる。

- ② 考査 1 週間前は 18 時まで活動とし、18 時 30 分完全下校
- ③ 考査期間中は 15 時まで活動とし、15 時 30 分完全下校
- ④ 考査期間を含む週休日は、13 時完全下校とする。

## 5 合理的で効果的な活動の推進

- (1) トレーニングの効果を得るための合理的で効率的・効果的な科学トレーニングの導入に努め、生徒が主体的に取り組む力を育成する。
- (2) 練習及び練習試合においては、生徒の安全を最優先にする。気候変動や特に夏における「落雷」、「熱中症予防」について十分注意を払う。
- (3) 施設、設備、用具等の定期的な安全点検及び、AED 使用の研修実施を徹底する。
- (4) 部顧問は生徒の心身の健康管理、体罰等の根絶を徹底する。

## 6 大会への参加

- (1) 校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部顧問の負担等を考慮し、参加する大会、試合等を精査する。
- (2) 部活動として参加する公式大会は以下の点に該当するものとする。
  - ① 県高体連・高野連、県高文連、全国商業高等学校協会が主催、共催、後援する大会とする。
  - ② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面に十分配慮する）。

## 7 活動計画の作成及び公表

部活動の運営において、保護者の理解と協力を得られるよう、年間及び月間の活動計画等を作成し、具体的に示すこととする。

## 8 その他

この方針は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。